

## 東城川漁業協同組合内水共第44号、内水共第45号、内水共第46号 及び内水共第47号第5種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、東城川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内水共第44号、内水共第45号、内水共第46号及び内水共第47号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ます、うなぎ、ふな、はや(おいかわ・かわむつ・うぐい)、わかさぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、チョンガケ、すくい網（たいまち、たも網、にごりくみ）、やす、うなぎばさみ、延縄、つけ針による遊漁の場合には口頭でしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第10条に規定する場合を除き、同項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

### (漁具・漁法・漁場の制限)

- 第3条 すくい網（たいまち、たも網、にごりくみ）による遊漁は、あゆ解禁日から27日間、やす、チョンガケによる遊漁は、あゆ解禁日から17日間してはならない。
- 2 すくい網（たいまち、たも網、にごりくみ）による遊漁は、あゆ放流日からあゆ解禁日までしてはならない。
- 3 日没から日の出までは、水中で燈火等を使用する遊漁をしてはならない。
- 4 次の表のア欄の区域においては、イ欄の漁具、漁法は、ウ欄の期間中遊漁してはならない。（友釣り専用区）

ア 区域	イ 漁具, 漁法	ウ 期間
1 庄原市東城町菅 梨原団地前つり橋から同町受原 大渡橋上流までの区域	手釣、竿釣(コロガシ(ガリ)を除く)、つけ針以外の漁具、漁法	あゆ解禁日から9月1日午前6時まで
2 庄原市東城町東城 若松橋下流から同町東城 五反田橋上流までの区域	手釣、竿釣(コロガシ(ガリ)を除く)、つけ針以外の漁具、漁法	あゆ解禁日から9月1日午前6時まで
3 神石郡神石高原町新免畑 立神頭首工から同町新免 板倉商店前川への通路下端までの区域	手釣、竿釣(コロガシ(ガリ)を除く)、つけ針以外の漁具、漁法	あゆ解禁日から9月1日午前6時まで

- 5 投網を使用する遊漁はしてはならない。
- 6 わかさぎを対象とする遊漁は、3月21日から3月31日までの間はしてはならない。
- 7 ます漁は、すくい網（たいまち、たも網、にごりくみ）、やす、投網、刺網による漁業は、4月1日から4月8日午前6時までの間営んではならない。

8 漁具・漁法別の規模の制限は、第6条の表に示すとおりとする。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日(あゆ解禁日)から11月30日まで
ます	4月1日から8月31日まで

2 前項の公示は、この組合及び第6条第3項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 第3条、第4条の規定にかかわらず、次の表のア欄の区域内においては、イ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
1 庄原市東城町川西宮平橋から上流全域	11月1日から翌年3月31日まで
2 帝釈川における神石郡神石高原町油木倉掛淵堰堤から上流の区域	11月1日から翌年3月31日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が18才以下のときは無料、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のときは、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表に掲げる額に500円を加算した額とする。

魚種	漁具、漁法	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣(1人竿1本に限る)、チョンガケ、すくい網(たいまち、たも網、にごりくみ)、やす	1日2,000円 1年7,000円
こい、ます、ふな、はや(おいかわ・かわむつ・うぐい)、わかさぎ	すくい網(たいまち、たも網、にごりくみ)、やす	1日2,000円 1年7,000円
こい、ます、わかさぎ	手釣、竿釣(1人竿3本以内)	1日1,500円 1年4,000円
うなぎ	手釣、竿釣(1人竿3本以内)、うなぎばさみ、延縄、つけ針	1日1,500円 1年4,000円
ふな、はや(おいかわ・かわむつ・うぐい)	手釣、竿釣(1人竿3本以内)	1日500円 1年1,000円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住所	電話番号
(1)	東城川漁業協同組合	庄原市東城町川東	08477-2-0605
(2)	その他組合の指定する場所		

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁する場合、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は、知事の認可のあった日（平成30年7月9日）から施行する。

(別記様式第1号)

遊漁承認証

表	裏
<p>No. 年月日</p> <p style="text-align: center;">遊漁承認証</p> <p>次のとおり遊漁を承認します。</p> <p>1, 承認期間 2, 魚種 3, 漁具・漁法 4, 遊漁区域 5, 遊漁者 住所 氏名 年令 才</p> <p>6, 遊漁料 東城川漁業協同組合㊤</p>	<p style="text-align: center;">注意事項</p> <p>1, 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。 2, 漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。 3, 遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を遵守して下さい。また、問題行為のある釣り人を見かけたときには漁協までご一報下さい。 4, 遊漁中は必ずこの証を携帯して下さい。 5, この証は紛失されても再発行はいたしません。 6, 魚類増殖保護上必要な法律規則制限は必ずお守り下さい。 7, 注意されている農道、アゼ道は通らないようにして下さい。</p>

(別記様式第2号)

漁場監視員証

No.
漁場監視員証
住所
氏名 (年令 才)
上記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。
自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
東城川漁業協同組合㊤